料金表

通則

（料金の計算方法等）

１　当社は、料金及び工事費の計算について、次の表に規定するとおりとします。

計算方法
この料金表に規定する税抜額（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。）により行います。

２　当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、基本使用料、パケット通信料、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料は料金月（そのパケット通信を開始した日と終了した日とが異なる料金月となる場合のパケット通信料については、パケット通信が終了した日を含む料金月とします。）に従って計算します。ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず当社が別に定める期間に従って随時に計算します。

３　当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の料金月の起算日を変更することがあります。

（端数処理）

４　当社は、料金及び工事費の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、この料金表に別段の定めがあるときを除き、その端数を切り捨てます。

（一括請求の取扱い）

５　当社は、契約者から申込みがあったときは、その契約者の契約者回線に係る料金その他の債務を当社が提供する他の電気通信サービスであって（当社が別に契約約款等に定める電気通信サービスであって、その契約者が指定したものに限ります。以下「統合対象サービス」といいます。）に係る料金等に合わせて、一括して請求（以下「YAMADA Air Mobile一括請求」といいます。）します。

６　当社は、YAMADA Air Mobile一括請求の取扱いを受けている契約者回線について、契約者からこの取扱いを廃止する申し出があった場合のほか、次に該当する場合には、この取扱いを廃止します。

（１）YAMADA Air Mobile契約の承継があり、統合対象サービスが同一名義人に承継されないとき。

（２）YAMADA Air Mobile契約若しくは統合対象サービスの指定の解除があったとき。

（３）前項の規定によらない手段により支払方法が変更されたとき。

７　YAMADA Air Mobile 一括請求に関するその他の提供条件は、当社が別に定めるところ

によります。

（料金額の通知）

８　当社は、契約者に対する料金額の通知を当社ホームページの契約者サイトへの掲示により行います。

（料金等の支払い）

９　契約者は、料金及び工事費について、当社が定める期日までに、当社が指定するサービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。

１０　前項の場合において、料金及び工事費は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

（料金の一括後払い）

１１　当社は、当社に特別の事情がある場合は、契約者の承諾を得て、２月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

１２　当社は、契約者の１月の支払い額（当社が別に定める料金に係るものに限ります。）が３，０００円（税込）に満たないときは、２月分の料金を当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

　ただし、あらかじめ契約者から、当社がこの取扱いを行うことについて承諾しない旨の申出があったときは、この限りでありません。

（消費税相当額の加算）

１３　この料金表に係る料金について支払いを要する額は、料金表に規定する税抜額に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

（料金の臨時減免）

１４　当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この料金表又は約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金及び工事費を減免することがあります。

１５　当社は、前項の規定により、料金等の減免を行ったときは、当社が指定するサービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

第１表 YAMADA Air Mobile 4G に関する料金

第１　基本使用料

１　適用

基本使用料の適用については、第３４条（料金及び工事に関する費用）及び第３５条（基本使用料の支払い義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

<table>
<tr><th colspan="2">基本使用料の適用</th></tr>
<tr><td>（１）基本使用料の料金種別</td><td>
ア　YAMADA Air Mobile 4G には、次の表の左欄の区分に従い、それぞれ右欄に掲げる料金種別を適用します。
<table>
<tr><th colspan="2">契約の種類及び種別</th><th>料金種別</th></tr>
<tr><td colspan="2">一般契約</td><td>４Ｇデータプラン（ベーシック）</td></tr>
<tr><td rowspan="6">定期契約</td><td>第１種定期契約</td><td>４Ｇデータプラン（にねん）</td></tr>
<tr><td>第２種定期契約</td><td>４Ｇデータプラン（バリューセット　ｆｏｒ　４Ｇ）</td></tr>
<tr><td>第３種定期契約</td><td>４Ｇデータプラン（バリューセット ライト　ｆｏｒ　４Ｇ）</td></tr>
<tr><td>第４種定期契約</td><td>４Ｇデータプラン（にねん＋アシスト１７００）</td></tr>
<tr><td>第５種定期契約</td><td>４Ｇデータプラン（にねん＋アシスト２８００）</td></tr>
<tr><td>第６種定期契約</td><td>４Ｇデータプラン（よねん）</td></tr>
</table>
イ　契約者は、料金種別の変更をする場合、その変更前の料金種別に係る契約を解除すると同時に新たに変更後の料金種別に係る契約を締結していただきます。この場合、当社は、その契約の締結があった日を含む料金月の末日まで解除された契約の料金種別に係る基本使用料を適用し、その翌料金月から変更後の料金種別に係る基本使用料を適用します。
ウ　基本使用料は日割りしません。ただし、次に掲げる場合に該当するときは、基本使用料は日割りします。
（ア）料金月の起算日以外の日に契約者回線の提供の開始があったとき。
（イ）料金月の起算日に契約者回線の提供を開始し、その日にその契約の解除があったとき。
（ウ）料金月の起算日以外の日に YAMADA Air Mobile 利用権の譲渡があったとき。
エ　契約者（当社が別に定める移動無線装置を利用する契約者に限ります。以下同じとします。）は、あらかじめアの表の契約の種類及び種別並びに
</td></tr>
</table>

	基本使用料の料金種別を選択していただきます。 オ　エに規定する契約者に関する条件を確認するため、契約者は、料金種別を選択する際に、あらかじめ移動無線装置を特定する情報を申告していただきます。
（２）　ベーシックに係る基本使用料の取扱い	ア　ベーシックに係る基本使用料については、この料金表に別段の規定がある場合を除き、２（料金額）に規定する料金額を適用します。 イ　ベーシックに係る契約の解除があった場合における取扱いについては、（１）イに定める場合を除き、その契約解除日の前日が属する料金月までの基本使用料を適用します。
（３）　にねんに係る基本使用料の取扱い	ア　にねんに係る基本使用料については、この料金表に別段の規定がある場合を除き、２（料金額）に規定する料金額を適用します。 イ　にねんに係る契約の解除があった場合における取扱いについては、（１）イに定める場合を除き、その契約解除日の前日が属する料金月までの基本使用料を適用します。
（４）　バリューセット ｆｏｒ ４Ｇに係る基本使用料の取扱い	ア　バリューセット ｆｏｒ ４Ｇに係る基本使用料については、この料金表に別段の規定がある場合を除き、２（料金額）に規定する料金額を適用します。 イ　バリューセット ｆｏｒ ４Ｇに係る契約の解除があった場合における取扱いについては、（１）イに定める場合を除き、その契約解除日の前日が属する料金月までの基本使用料を適用します。
（５）　バリューセット ライト ｆｏｒ ４Ｇに係る基本使用料の取扱い	ア　バリューセット ライト ｆｏｒ ４Ｇに係る基本使用料については、この料金表に別段の規定がある場合を除き、２（料金額）に規定する料金額を適用します。 イ　バリューセット ライト ｆｏｒ ４Ｇに係る契約の解除があった場合における取扱いについては、（１）イに定める場合を除き、その契約解除日の前日が属する料金月までの基本使用料を適用します。

（５）の２にねん＋アシスト１７００に係る基本使用料の取扱い	ア　にねん＋アシスト１７００に係る基本使用料については、この料金表に別段の規定がある場合を除き、２（料金額）に規定する料金額を適用します。 イ　にねん＋アシスト１７００に係る契約の解除があった場合における取扱いについては、（１）イに定める場合を除き、その契約解除日の前日が属する料金月までの基本使用料を適用します。
（５）の３にねん＋アシスト２８００に係る基本使用料の取扱い	ア　にねん＋アシスト２８００に係る基本使用料については、この料金表に別段の規定がある場合を除き、２（料金額）に規定する料金額を適用します。 イ　にねん＋アシスト２８００に係る契約の解除があった場合における取扱いについては、（１）イに定める場合を除き、その契約解除日の前日が属する料金月までの基本使用料を適用します。
（５）の４よねんに係る基本使用料の取扱い	ア　よねんに係る基本使用料については、この料金表に別段の規定がある場合を除き、２（料金額）に規定する料金額を適用します。 イ　よねんに係る契約の解除があった場合における取扱いについては、（１）イに定める場合を除き、その契約解除日の前日が属する料金月までの基本使用料を適用します。
（６）モバイル＆ＢＢ割の適用	ア　モバイル＆ＢＢ割とは、１の料金月の全部又は一部の期間において４Ｇデータプラン（にねん）、４Ｇデータプラン（バリューセット　ｆｏｒ　４Ｇ）、４Ｇデータプラン（バリューセット　ライト　ｆｏｒ　４Ｇ）、４Ｇデータプラン（にねん＋アシスト１７００）、４Ｇデータプラン（にねん＋アシスト２８００）又は４Ｇデータプラン（よねん）の料金種別（以下「割引適格料金種別」といいます。）が適用される契約者が当該料金月の期間において YAMADA Air Mobile 契約約款（固定データ通信編）に基づき提供するＡＤＳＬ接続サービス（同契約約款に定めるところにより割引適格料金種別と対応させてモバイルセット料金が適用されているものに限ります。以下この欄において同じとします。）又はフレッツ接続サービス（同契約約款に定めるところにより割引適格料金種別と対応させて提供するものに限ります。以下この欄において同じとします。）に係る契約（以下「固定データ通信契約」といいます。）により基本使用料の支払いを要する場合であって、次の表の左欄に掲げる事由に該当するとき、

<table>
<tr><td></td><td>料金の取扱いについて次の表の右欄に定める金額を基本使用料から減額することをいいます。
<table>
<tr><td>YAMADA Air Mobile 契約約款（固定データ通信編）に定めるＡＤＳＬ接続サービスに係る契約について適用する場合</td><td>９５３円（税抜）</td></tr>
<tr><td>YAMADA Air Mobile 契約約款（固定データ通信編）に定めるフレッツ接続サービスに係る契約について適用する場合</td><td>４００円（税抜）</td></tr>
</table>
イ　モバイル＆ＢＢ割の適用においては、１の YAMADA Air Mobile 4G 契約に対し１の固定データ通信契約を対応させるものとします。
ウ　モバイル＆ＢＢ割を適用するにあたり、１の YAMADA Air Mobile 4G 契約と対応させることができる契約として、ＡＤＳＬ接続サービス及びフレッツ接続サービスの双方の固定データ通信契約がある場合、ＡＤＳＬ接続サービスに係る契約を対応させるものとします。</td></tr>
</table>

２　料金額

１契約ごとに月額

区　分	料　金　額
４Ｇデータプラン（ベーシック）	７，５００円（税抜）
４Ｇデータプラン（にねん）	６，２００円（税抜）
４Ｇデータプラン（バリューセット　ｆｏｒ　４Ｇ）	７，７９１円（税抜）
４Ｇデータプラン（バリューセット　ライト　ｆｏｒ　４Ｇ）	７，２４８円（税抜）
４Ｇデータプラン（にねん＋アシスト１７００）	７，８２０円（税抜）
４Ｇデータプラン（にねん＋アシスト２８００）	８，８６７円（税抜）
４Ｇデータプラン（よねん）	６，２００円（税抜）

第２　パケット通信料

１　適用

パケット通信料の適用については、第３６条（パケット通信料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

<table>
<tr><th colspan="2">パケット通信料の適用</th></tr>
<tr><td>（１）パケット通信料の適用</td><td>ア　パケット通信料は、１料金月の課金対象パケットの総情報量について１２８バイトまでごとに１の課金対象パケットとし、２（料金額）に規定する料金額を適用します。
イ　契約者が次に掲げる場合のいずれかに該当するとき、その該当したときから当該料金月の間、当社はその通信について制限します。
（ア）　１の料金月において当該料金月内の契約者の通信が７ギガバイトを超えたとき。
（イ）　１の料金月において速度制限解除が適用されたときから当該料金月の末日までの間の契約者の通信が２ギガバイトを超えたとき。
ウ　契約者が速度制限解除の適用を申し込み、当社がそれを承諾したとき、当該料金月内に限り、当該契約者は、前項に定める通信の制限を受けません。ただし、速度制限解除の適用は、１の制限につき１回までとします。
エ　速度制限解除の適用を受ける契約者は、次の表に規定する料金額の支払いを要します。
１契約ごとに適用１回あたり次の料金額
<table><tr><th>区分</th><th>料金額</th></tr><tr><td>速度制限解除料</td><td>２，５００円
（税抜）</td></tr></table>オ　前項の規定にかかわらず、料金月の初日に契約を解除した場合、速度制限解除料の支払いを要しません。ただし、契約を解除すると同時に新たな契約を締結した場合はこの限りではありません。
カ　次の通信については、イの各号に定める通信量に含みません。
（ア）　当社の YAMADA Air Mobile 取扱所等に設置されている電気通信設備との間の通信であって、端末設備内のソフトウェアを書き換えるために行われる通信（当社が別に定めるものに限ります。）
（イ）　その他当社が別に定める通信
キ　端末設備の種類等によっては、ソフトウェアやアプリケーション等の仕様による通信等を自動で行います（以下この欄において「自動通信」といいます。）。自動通信については課金対象パケットとして測定する場合があります。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>（２）　基本使用料の料金種別によるパケット通信料の減額適用</td><td>下表の左欄に規定する基本使用料の料金種別を選択している契約者は、その契約者回線からのパケット通信料のうち、同表の右欄に規定する料金額の支払いを要しません。
１契約ごとに月額
<table>
<tr><th>基本使用料の料金種別</th><th>支払いを要しない額</th></tr>
<tr><td>４Ｇデータプラン（ベーシック）</td><td>（１）アに規定した料金額</td></tr>
<tr><td>４Ｇデータプラン（にねん）</td><td>（１）アに規定した料金額</td></tr>
<tr><td>４Ｇデータプラン（バリューセットｆｏｒ　４Ｇ）</td><td>（１）アに規定した料金額</td></tr>
<tr><td>４Ｇデータプラン（バリューセットライト　ｆｏｒ　４Ｇ）</td><td>（１）アに規定した料金額</td></tr>
<tr><td>４Ｇデータプラン（にねん＋アシスト１７００）</td><td>（１）アに規定した料金額</td></tr>
<tr><td>４Ｇデータプラン（にねん＋アシスト２８００）</td><td>（１）アに規定した料金額</td></tr>
<tr><td>４Ｇデータプラン（よねん）</td><td>（１）アに規定した料金額</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

２　料金額

区　分	料金額
４Ｇデータプランに係る料金種別	１課金対象パケットごとに０．０４円 （税抜）

第３　削除

第４　契約解除料

（契約解除料は、この約款に定めるところにかかわらず、法人との契約において別に定める提供条件又は特約で提供しているものを除き、令和４年１月３１日をもって廃止しました。）

１　適用

契約解除料の適用については、第３８条（定期契約に係る契約解除料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

契約解除料の適用

（１）定期契約に係る契約解除料の適用	ア　第１種定期契約及び第６種定期契約に係る契約解除料は、２（料金額）の２－１に規定する額を適用します。 イ　第２種定期契約、第３種定期契約、第４種定期契約及び第５種定期契約に係る契約解除料は、その定期契約の種別及び経過期間に応じて、２（料金額）の２－２に規定する額を適用します。 ウ　第２種定期契約、第３種定期契約、第４種定期契約及び第５種定期契約に関するイに規定する経過期間は、定期契約を締結した日を含む料金月（以下「契約月」といいます。）から起算して、解除があった日を含む料金月（以下「解除月」といいます。）までの月数とします。 エ　ウの規定にかかわらず、契約を解除すると同時に新たに第２種定期契約又は第３種定期契約を締結したとき、新たに締結した第２種定期契約又は第３種定期契約に関するイに規定する経過期間は、契約月の翌月から起算して、解除月までの月数とします。ただし、契約月と解除月が同じ月である場合、１ヶ月とみなします。
（２）契約解除料の支払いを要しない場合	契約者は、次の場合には、２（料金額）に規定する契約解除料の支払いを要しません。 ア　第１種定期契約又は第６種定期契約について、その契約満了日の属する料金月、その翌料金月又は翌々料金月に当該契約の解除があったとき。 イ　第１９条（定期契約の満了に伴う契約の更新等）第２項の規定に基づき変更された第１種定期契約について、その変更があった日の属する料金月又はその翌料金月に当該契約の解除があったとき。 ウ　契約満了日を含む料金月に第１種定期契約又は第６種定期契約を解除すると同時に新たに YAMADA Air Mobile 4G 契約を締結したとき。 エ　第１種定期契約を解除すると同時に新たに第２種定期契約、第３種定期契約、第４種定期契約、第５種定期契約又は第６種定期契約を締結したとき（ウに定める場合を除きます。）。 オ　第６種定期契約を解除すると同時に新たに第１種定期契約、第２種定期契約、第３種定期契約、第４種定期契約又は第５種定期契約を締結したとき（ウに定める場合を除きます。）。 カ　第１種定期契約又は第６種定期契約を解除すると同時に新たに当社が定める YAMADA Air Mobile 契約約款（データ通信サービス編）に規定するデータ通信サービスＢ（Ｐｏｃｋｅｔ ＷｉＦｉプラン２（ベーシック）に限ります。）に係る契約を締結したとき。

２　料金額

２－１　第１種定期契約

第１種定期契約	９，５００円（税抜）
第６種定期契約	９，５００円（税抜）

２－２　第２種定期契約、第３種定期契約、第４種定期契約及び第５種定期契約

（１）第２種定期契約及び第３種定期契約

		料金額	
		第２種定期契約	第３種定期契約
		４Ｇデータプラン（バリューセット ｆｏｒ ４Ｇ）	４Ｇデータプラン（バリューセット ライト ｆｏｒ ４Ｇ）
経過期間	１ヶ月	３８，１７２円（税抜）	２５，１４３円（税抜）
	２ヶ月	３６，９８１円（税抜）	２４，４９６円（税抜）
	３ヶ月	３５，７９１円（税抜）	２３，８４８円（税抜）
	４ヶ月	３４，６００円（税抜）	２３，２００円（税抜）
	５ヶ月	３３，４１０円（税抜）	２２，５５３円（税抜）
	６ヶ月	３２，２１９円（税抜）	２１，９０５円（税抜）
	７ヶ月	３１，０２９円（税抜）	２１，２５８円（税抜）
	８ヶ月	２９，８３９円（税抜）	２０，６１０円（税抜）
	９ヶ月	２８，６４８円（税抜）	１９，９６２円（税抜）

	１０ヶ月	２７，４５８円（税抜）	１９，３１５円（税抜）
	１１ヶ月	２６，２６７円（税抜）	１８，６６７円（税抜）
	１２ヶ月	２５，０７７円（税抜）	１８，０１９円（税抜）
	１３ヶ月	２３，８８６円（税抜）	１７，３７２円（税抜）
	１４ヶ月	２２，６９６円（税抜）	１６，７２４円（税抜）
	１５ヶ月	２１，５０５円（税抜）	１６，０７７円（税抜）
	１６ヶ月	２０，３１５円（税抜）	１５，４２９円（税抜）
	１７ヶ月	１９，１２４円（税抜）	１４，７８１円（税抜）
	１８ヶ月	１７，９３４円（税抜）	１４，１３４円（税抜）
	１９ヶ月	１６，７４３円（税抜）	１３，４８６円（税抜）
	２０ヶ月	１５，５５３円（税抜）	１２，８３９円（税抜）
	２１ヶ月	１４，３６２円（税抜）	１２，１９１円（税抜）
	２２ヶ月	１３，１７２円（税抜）	１１，５４３円（税抜）
	２３ヶ月	１１，９８１円（税抜）	１０，８９６円（税抜）
	２４ヶ月	１０，７９１円（税抜）	１０，２４８円（税抜）

（２）第４種定期契約及び第５種定期契約

	料金額	
	第４種定期契約	第５種定期契約

		４Ｇデータプラン（にねん＋アシスト１７００）	４Ｇデータプラン（にねん＋アシスト２８００）
経過期間	１ヶ月	３８，８５８円（税抜）	６４，０００円（税抜）
	２ヶ月	３７，６３９円（税抜）	６１，７３４円（税抜）
	３ヶ月	３６，４１９円（税抜）	５９，４６７円（税抜）
	４ヶ月	３５，２００円（税抜）	５７，２００円（税抜）
	５ヶ月	３３，９８１円（税抜）	５４，９３４円（税抜）
	６ヶ月	３２，７６２円（税抜）	５２，６６７円（税抜）
	７ヶ月	３１，５４３円（税抜）	５０，４００円（税抜）
	８ヶ月	３０，３２４円（税抜）	４８，１３４円（税抜）
	９ヶ月	２９，１０５円（税抜）	４５，８６７円（税抜）
	１０ヶ月	２７，８８６円（税抜）	４３，６００円（税抜）
	１１ヶ月	２６，６６７円（税抜）	４１，３３４円（税抜）
	１２ヶ月	２５，４４８円（税抜）	３９，０６７円（税抜）
	１３ヶ月	２４，２２９円（税抜）	３６，８００円（税抜）
	１４ヶ月	２３，０１０円（税抜）	３４，５３４円（税抜）
	１５ヶ月	２１，７９１円（税抜）	３２，２６７円（税抜）
	１６ヶ月	２０，５７２円（税抜）	３０，０００円（税抜）

	１７ ヶ月	１９，３５３円 （税抜）	２７，７３４円 （税抜）
	１８ ヶ月	１８，１３４円 （税抜）	２５，４６７円 （税抜）
	１９ ヶ月	１６，９１５円 （税抜）	２３，２００円 （税抜）
	２０ ヶ月	１５，６９６円 （税抜）	２０，９３４円 （税抜）
	２１ ヶ月	１４，４７７円 （税抜）	１８，６６７円 （税抜）
	２２ ヶ月	１３，２５８円 （税抜）	１６，４００円 （税抜）
	２３ ヶ月	１２，０３９円 （税抜）	１４，１３４円 （税抜）
	２４ ヶ月	１０，８１９円 （税抜）	１１，８６７円 （税抜）
	２５ ヶ月	９，６００円 （税抜）	９，６００円 （税抜）

第５　手続に関する料金

１　適用

手続に関する料金の適用については、第３９条（手続に関する料金の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

手続に関する料金の適用

<table>
<tr><td>（１）手続に関する料金の種別</td><td>手続に関する料金は、次のとおりとします。
<table>
<tr><th>料金種別</th><th>内 容</th></tr>
<tr><td>契約事務手数料</td><td>YAMADA Air Mobile 4G 契約の申し込みを行い、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td></tr>
<tr><td>ＥＭ ｃｈｉｐ 再発行手数料</td><td>ＥＭ ｃｈｉｐの紛失、盗難、毀損その他の理由により新たなＥＭ ｃｈｉｐの貸与を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td></tr>
<tr><td>支払証明書等発行手数料</td><td>料金又は工事費の支払証明書、預託金預り証明書及びこれらに類する証明書の発行に係る料金</td></tr>
<tr><td>その他証明書の発行手数料</td><td>上記以外の証明書の発行に係る料金</td></tr>
<tr><td>請求書発行手数料</td><td>料金その他の債務に関する支払いのための請求書の発行に係る料金</td></tr>
<tr><td>利用明細手数料</td><td>契約者に係る YAMADA Air Mobile の通信料等の明細の閲覧又は明細書の発行に係る料金</td></tr>
<tr><td>払込処理手数料</td><td>当社が指定するサービス取扱所又は金融機関等において料金等を支払う際に必要となる書面を送付したときに支払を要する料金</td></tr>
<tr><td>譲渡手数料</td><td>YAMADA Air Mobile 利用権の譲渡の承認を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>（２） 契約事務手数料の適用</td><td>契約者がその契約を解除すると同時に新たに YAMADA Air Mobile 4G 契約を締結したときは、２（料金額）に規定する契約事務手数料の支払いを要しません。</td></tr>
<tr><td>（３） 請求書の発行に関する適用</td><td>ア 当社は、契約者から請求書発行サービスの請求があったときは、その請求書発行サービスを廃止する請求をするまでの間、１の料金月につき１の請求書を発行します。
イ アのほか、当社は、契約者又は第４１条の２（契約者以外の者による料金の支払い）第１項に規定する支払者が契約者の債務について、支払期日を経過してもなお支払わない場合（支払期日を経過した後支払われた場合であって、当社がその支払の事実を確認できないときを含みます。）又は当社が別に定める事由により支払方法が変更となった場合は、請求書を発行します。</td></tr>
</table>

	ウ　第４１条の２（契約者以外の者による料金の支払い）第２項の規定により、契約者に契約者の債務の支払いを請求する場合は、契約者の債務の支払いに関する請求書を発行することがあります。 　この場合において、当社は契約者の債務の支払いに関する請求書を契約者の住所に送付することとします。 エ　契約者は、アの請求をし、その承諾を受けたとき又はイ若しくはウに規定する請求書の発行を受けたときは、２（料金額）に定める料金の支払いを要します。ただし、当社が別に定める場合は、この限りではありません。 オ　アの規定にかかわらず、当社が別に定める方法により、契約者が請求書の発行を請求した場合、２（料金額）に定める請求書再発行手数料を適用します。
（４）　利用明細サービスに関する適用	ア　当社は、契約者から利用明細サービスの請求があったときは、その契約者に係るワイモバイル通信サービスの通信料等について、契約者サイトで閲覧を可能にします。 イ　アの場合であって、請求書が発行されるときは、その契約者に係る YAMADA Air Mobile の利用明細書を発行します。 ウ　契約者は、アの請求をし、その承諾を受けたときは、２（料金額）に定める料金の支払いを要します。 エ　アの規定にかかわらず、当社が別に定める方法により、契約者が利用明細の再発行を請求した場合、２（料金額）に定める利用明細再発行手数料を適用します。
（５）　削除	削除

２　料金額

２－１　２－２以外の場合で、YAMADA Air Mobile に係る契約の申込みが行われた場合

料金種別	単位	料金額
契約事務手数料	１契約ごとに	４，５００円（税抜） ４，９５０円（税込）
ＥＭ　ｃｈｉｐ再発行手数料	再発行１回ごとに	４，５００円（税抜） ４，９５０円（税込）
支払証明書等発行手数料	１契約について発行１回ごとに	４００円（税抜）

その他証明書の発行手数料	１契約について発行１回ごとに	４００円(税抜)
請求書発行手数料	１契約について発行１回ごとに	２３０円(税抜)
請求書再発行手数料	１契約について発行１回ごとに	２３０円(税抜)
利用明細手数料（契約者が個人であるとき）	１契約について月額	２００円(税抜)
利用明細手数料（契約者が法人であるとき）	１契約について月額	１００円(税抜)
利用明細再発行手数料	１契約について発行１回ごとに	２００円(税抜)
払込処理手数料	１請求先の１料金月ごとに	３００円(税抜) ３３０円(税込)
譲渡手数料	１契約ごとに	４，５００円(税抜) ４，９５０円(税込)

２－２　インターネットを経由して YAMADA Air Mobile に係る契約の申込みが行われた場合

料金種別	単位	料金額
契約事務手数料	１契約ごとに	３，５００円（税抜） ３，８５０円（税込）
ＥＭ　ｃｈｉｐ再発行手数料	再発行１回ごとに	１，０００円（税抜） １，１００円（税込）
支払証明書等発行手数料	１契約について発行１回ごとに	４００円（税抜）
その他証明書の発行手数料	１契約について発行１回ごとに	４００円（税抜）
請求書発行手数料	１契約について発行１回ごとに	２３０円（税抜）
請求書再発行手数料	１契約について発行１回ごとに	２３０円（税抜）
利用明細手数料（契約者が個人であるとき）	１契約について月額	２００円（税抜）
利用明細手数料（契約者が法人であるとき）	１契約について月額	１００円（税抜）

利用明細再発行手数料	１契約について発行１回ごとに	２００円（税抜）
払込処理手数料	１請求先の１料金月ごとに	３００円（税抜） ３３０円（税込）

第６　ユニバーサルサービス料

１　適用

ユニバーサルサービス料の適用については、第４０条（ユニバーサルサービス料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

ユニバーサルサービス料の適用
ア　契約者は、その料金月の末日において、その契約を締結している場合、２（料金額）に定めるユニバーサルサービス料の支払いを要します。ただし、その料金月の末日にその契約の解除があったときは、この限りではありません。 イ　ユニバーサルサービス料については、日割りは行いません。

２　料金額

１契約ごとに月額

区　分	料金額
ユニバーサルサービス料	２円（税抜）

第７　電話リレーサービス料

１　適用

電話リレーサービス料の適用については、第４０条の２（電話リレーサービス料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

電話リレーサービス料の適用
ア　契約者は、その料金月の末日において、その契約を締結している場合、２（料金額）に定める電話リレーサービス料の支払いを要します。ただし、その料金月の末日にその契約の解除があったときは、この限りではありません。 イ　電話リレーサービス料については、日割りは行いません。 ウ　２（料金額）に規定する料金は、当社のホームページにおいて掲示する料金月に従って請求します。

２　料金額

１契約ごとに月額

区　分	料金額
電話リレーサービス料	１円（税抜）

第２表　工事費

工事費は当社が別に算定する額とします。

附　則

（実施期日）

１　この約款は、平成２５年８月９日から実施します。

（経過措置）

２　前項の規定にかかわらず、料金表第１表第１（基本使用料）１（適用）に定める４Ｇデータプラン（ベーシック）に係る規定は、当社が別に定める日から実施します。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、平成２５年１０月１日から実施します。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、平成２５年１１月１日から実施します。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、平成２５年１２月６日から実施します。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、平成２６年４月１日から実施します。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、平成２６年６月１日から実施します。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、平成２６年７月１日から実施します。

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、平成２６年８月１日から実施します。

（経過措置）

２　平成２６年８ 月１ 日以降、YAMADA Air Mobile 契約の申込みはできません。なお、この改正規定の際現に、契約者が改正前の規定により適用を受けている場合の料金その他の提供条件（当社が認めるものに限ります。）については、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、平成２６年１０月１日から実施します。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、平成２６年１２月１８日から実施します。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、平成２７年１月１日から実施します。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、平成２７年２月２０日から実施します。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、平成２７年４月１日から実施します。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、平成２７年４月１７日から実施します。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、平成２７年５月１日から実施します。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、平成２７年６月１日から実施します。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、平成２７年７月１日から実施します。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、平成２７年９月１８日から実施します。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、平成２７年１０月１日から実施します。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、平成２７年１２月１日から実施します。

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、平成２８年５月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった YAMADA Air

Mobile4G の料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、平成２８年５月２１日から実施します。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、平成２８年８月１日から実施します。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、平成２８年１１月１日から実施します。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、平成２９年１月１日から実施します。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、平成２９年３月２１日から実施します。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、平成２９年７月１日から実施します。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、平成２９年１１月１日から実施します。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、平成３０年１月１日から実施します。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、平成３０年２月１日から実施します。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、平成３０年３月１日から実施します。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、平成３０年７月５日から実施します。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、平成３０年８月１日から実施します。

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、平成３０年１０月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった YAMADA Air Mobile 4G の料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、平成３０年１０月２６日から実施します。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、平成３１年３月１日から実施します。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、令和元年５月２２日から実施します。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、令和元年７月１日から実施します。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、令和２年１月１日から実施します。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、令和２年３月１日から実施します。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、令和２年５月２０日から実施します。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、令和２年１０月１日から実施します。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、令和３年１月１日から実施します。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、令和３年７月１日から実施します。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、令和４年１月１日から実施します。

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、令和４年２月１日から実施します。

（契約解除料に関する経過措置）

２　契約解除料は、この約款の附則に規定する料金種別に係るものを含み廃止します。ただし、この約款に定めるところにかかわらず、法人との契約において別に定める提供条件又は特約で提供しているものを除きます。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、令和４年４月１日から実施します。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、令和４年６月１６日から実施します。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、令和４年６月２３日から実施します。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、令和５年４月１日から実施します。

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、令和５年６月１日から実施します。

（機種変更手数料の適用について）

２　機種変更手数料（契約者が移動無線装置の接続に関する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金をいいます。）は、当社が別に定めるところにより適用します。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、令和５年６月３０日から実施します。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、令和６年３月１５日から実施します。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、令和６年７月１日から実施します。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、令和６年８月１日から実施します。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、令和７年１月１６日から実施します。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、令和７年７月１日から実施します。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、令和７年１０月１日から実施します。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、令和８年１月１日から実施します。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、令和８年１月２１日から実施します。